

ワ州基本法の研究

—— 中国法との比較を通じて —— (5) 刑法総則

The Study of the Basic Law of the Wa State

—A Way to Make a Comparative Study of Chinese Law—(5) Criminal Law General Provisions

安田 峰俊*・高橋 孝治**

ミャンマー連邦共和国のシャン州の「ワ自己管理管区」(ワ州)は、国際的に承認されていない政府が実効支配している地域であり、独自の法である「ワ州基本法」が施行されている。ワ州基本法は一つの法典の中にいくつかの章があり、これらの章がそれぞれ「民法」や「刑法」となっている。本稿は、これらのうち、刑法各論について、ワ州基本法の母法である中国刑法との比較という手法を用いて、検討を行うものである。

本稿の結論としては、ワ州の刑法各論は、ワ州の特色と呼べるような部分もあるが、同時に「中途半端」という評価をせざるを得ない部分もあるということである。

キーワード：アジア法、ミャンマー、中国法、ワ州法、国際的に未承認の政府

*立命館大学人文科学研究所 **一般企業勤務 (立教大学アジア地域研究所 特任研究員／韓国・檀国大学校日本研究所 海外研究諮問委員)

I. はじめに

安田＝高橋（2020：p.46）では、福井県における「国際交流」の促進のために、国際理解をすべく、ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という）のシャン州にある「ワ自己管理管区」（以下「ワ州」という、中国語では「佤邦」と表記される）で施行されているとされる「佤邦基本法（試行）」（1993年5月20日公布，2003年12月24日改正，以下「ワ州基本法」という）の刑法総則部分について検討を行った。ワ州は、国際的に承認されていない政府が実効支配をしている領域であり、今後、日本国政府や地方公共団体レベルでの交流がなされるとは考えにくい。しかし、そのような領域であるからこそ、そのような領域に対しての知識を深めることが、民間でできる交流と言える。本稿は、安田＝高橋（2020：p.46）で述べたように福井県においても注力されている国際理解の促進に協力すべく、日本ではあまり知られていないワ州基本法を検討するものである。国際交流・国際理解はまず他国の社会を理解するところから始まるのである。

本稿は、ワ州基本法のうち、特に刑法各論にあたる部分を、ワ州基本法の母法と思われる中華人民共和国（以下「中国」という）の刑法の各論部分と比較しながら検討するという手法を取る（なお、ワ州基本法のうち「刑法」部分は以下「ワ州刑法」といい、「中国の法」は以下「中国法」という）。

本稿は、安田＝高橋（2020）の続きであり、ワ州刑法の成立過程などについては、安田＝高橋（2020：pp.46～47）を参照いただきたい。なお、中国の刑法は、1979年7月6日に公布

され（1980年1月1日施行，以下「79年刑法」）、1997年3月14日に全面改正され（同年10月1日改正法施行，以下「97年刑法」という）、その後何度か小改正され現在に至る（2017年11月4日最終改正・同日改正法施行）。そして、ワ州刑法は総則部分を見ただけでは、79年刑法を母法としているのか97年刑法を母法としているのかは分からなかった（安田＝高橋 2020：p.47）。

II. ワ州刑法各論部分の全体構造

1. ワ州刑法各論部分の条文構成

ワ州刑法では、第25条から第134条の計110条分が各論部分とされている。これに対し、79年刑法は第90条から第192条まで103条分が各論で、97年刑法では第102条から第452条まで351条分が各論となっている。ワ州刑法の総則部分については、79年刑法や97年刑法と比べてその条文の少なさが特筆すべき点であった（安田＝高橋 2020：p.47）。これと比べるとワ州刑法の各論部分は、少なくとも79年刑法のそれよりも多くなっている。

そして、ワ州刑法、79年刑法および97年刑法の各論部分の章立てをまとめると（表1）のようになる。I. では、ワ州刑法は79年刑法を母法としているのか97年刑法を母法としているのかは分からないとした安田＝高橋（2020：p.47）を引用した。しかし、（表1）で見ると、ワ州刑法は、79年刑法を母法としていえるようである。財産を侵害する罪、社会管理の秩序を妨害する罪、婚姻・家庭を妨害する罪の存在を除き、概ねワ州刑法

表1 ワ州刑法, 79年刑法, 97年刑法の各論部分比較表

ワ州刑法	79年刑法	97年刑法
第三款 反動分子罪	第一章 反革命罪	第一章 国家安全に危害を加える罪
第四款 公共の安全に危害を加える罪	第二章 公共の安全に危害を加える罪	第二章 公共の安全に危害を加える罪
第五款 社会経済を破壊する罪	第三章 社会主義の経済秩序を破壊する罪	第三章 社会主義市場経済の秩序を破壊する罪
第六款 公民の人身の権利, 民主権利を侵害する罪	第四章 公民の人身の権利, 民主権利を侵害する罪	第四章 公民の人身の権利, 民主権利を侵害する罪
第七款 汚職罪	第五章 財産を侵害する罪	第五章 財産を侵害する罪
第八款 その他	第六章 社会管理の秩序を妨害する罪	第六章 社会管理の秩序を妨害する罪
	第七章 婚姻・家庭を妨害する罪	第七章 国防利益に危害を及ぼす罪
	第八章 汚職罪	第八章 横領賄賂の罪
		第九章 汚職罪
		第十章 軍人の職責違反罪

と79年刑法の各論部分は同じだからである。もちろん、ここでは79年刑法の「反革命罪」がワ州刑法では「反動分子罪」になっているなどの変化はある。この変化は79年刑法の「社会主義の経済秩序を破壊する罪」がワ州刑法では「社会経済を破壊する罪」に変化していることと同じ理由であろう。すなわち、「社会主義性」を消失させているのである。「反革命罪」も「社会主義の経済秩序」も社会主義国の用語である（坂口 2006：pp.49-50）。ワ州基本法では、ワ州の政治体制については何も述べておらず、「社会主義体制を導入する」などとも述べていない（安田=高橋 2015：p.80）。「反革命罪」を「反動分子罪」という用語に置き換えることは、これに合わ

せ、社会主義を前面に打ち出さない法律とするという意味があると言えよう。しかし、社会主義性を前面に打ち出さないのであれば、97年刑法で用いている「国家安全に危害を加える罪」を用いるという方法もあった。しかし、それをしていないという点から、ワ州刑法は97年刑法施行後に改正されて現在の条文へととなったはずであるが、やはり79年刑法が直接の母法であると言えるであろう。

2. 財産を侵害する罪や婚姻・家庭を妨害する罪などについて

ワ州刑法と79年刑法の各論部分を比較したとき、「財産を侵害する罪」、「社会管理の

秩序を妨害する罪」,「婚姻・家庭を妨害する罪」といった章立てがワ州刑法には存在しないことに気づく。例えば,79年刑法第150条第1項は「暴力,脅迫またはその他の方法で公私の財物を強奪した者は,3年以上10年以下の有期徒刑に処する」と,強盗罪について規定している。では,強盗罪はワ州刑法には規定されていないのかと言えば,直接的には規定されていないという回答が返る。ワ州刑法において,強盗罪に近い規定としては,第86条の「公私の財物を窃盗,詐取し,その数額が比較的大きい場合,3年以上10年以下の有期徒刑に処し,損失も賠償するものとする」との規定と,第87条の「公私の財物を恐喝して取得した場合,3年以下の有期徒刑に処する。手段が劣悪で数額が比較的大きい場合7年以下の有期徒刑に処する」との規定が挙げられるであろう。しかし,これらの規定は,単なる窃盗や恐喝による財物の取得なので,暴力による強盗罪とは厳密には異なる。さらには,79年刑法では第132条に規定されている故意殺人罪に類する規定もワ州刑法は持っていない。

また,ワ州刑法第86条は窃盗罪の構成要件を含んでおり,「財産を侵害する罪」に分類されるべきであるものの,なぜか「第六款 公民の人身の権利,民主権利を侵害する罪」の中に規定されている。確かにワ州刑法では強盗罪の規定がないなどの面があるが「財産を侵害する罪」の章立てがなくとも,「第六款 公民の人身の権利,民主権利を侵害する罪」の一部に窃盗罪を規定するなどしている。もっとも,「公民の人身の権利,民主権利を侵害する罪」は文字通りに捉えれば,殺人罪や傷害罪,選挙妨害罪などが置かれるべき章

である。そこに窃盗罪が規定されているということは,少なくともワ州刑法においては章の題があまり意味をなしていないということでもある。

また,ワ州刑法と79年刑法を比較すると,ワ州刑法には「婚姻・家庭を妨害する罪」という章立ても存在しないものの,ワ州刑法「第六款 公民の人身の権利,民主権利を侵害する罪」のうち第109条には,婚姻妨害罪が規定されている。やはり,ワ州刑法の「第六款 公民の人身の権利,民主権利を侵害する罪」は79年刑法にはあった各章立ての中に規定されていた条文を統合した章と言えそうである。

Ⅲ 反動分子罪についての検討

79年刑法では「反革命罪」と規定されていた章立てが,ワ州刑法では「反動分子罪」となっているとはⅡ. 1. で述べた。では,これらはどのように異なるのかをここでは検討する。

1. 中国における反革命罪

79年刑法で「反革命罪」という場合,何を指すのであろうか。反革命罪とは,「反革命目的」と呼ばれる「プロレタリアート独裁の政権および社会主義体制の転覆の目的」,および「反革命行為」と呼ばれる「中華人民共和国に危害を加える行為」をいっていた(中央政法幹部学校刑法教研室 1958 : p.18 ; 坂口 2006 : p.51 ; 甲斐=劉 2011 : p.16)。すなわち,国家転覆行為や体制転覆行為などを指しており,政治的色彩が強いとも言われてい

た（甲斐＝劉 2011：p.16）。

2. ワ州刑法における反動分子罪

ワ州刑法については、教科書のような書籍は存在しないようである。そのため、ワ州刑法における「反動分子罪」がいかなる対象を取り締まるべく存在する法律であるのかは明確にできない。しかし、ワ州刑法第28条や第29条では、「敵に」という用語が用いられており、この点、79年刑法の反革命罪を想起させる。中国の反革命罪では、社会主義政権を打倒しようとする者を「人民の敵」などと呼び、国内に「敵」と「味方」がいるということを確認していた（甲斐＝劉 2011:p.16）。

中国の事情を勘案し、順当に考えるならば、ワ州地域内を実質的に支配しているワ州連合党の一方独裁政権の支配体制に反対する人間こそが「敵」となる。ワ州は社会主義体制こそ採用していないが、実質的には中国共産党の一方独裁体制に酷似した体制が採用されている結果、中国国内と同じように執政党の専制体制に疑問を持つ存在は生じ得る。そのため、中国国内における反体制運動家に相当するような人物が仮にワ州域内にいれば、その人物に「反動分子罪」が適用され得ると考えるべきであろう。

いっぽう、ワ州は武力をもってミャンマー政府の実効支配を事実上廃除できている軍閥政権である。ゆえに「反動分子罪」の対象となり得る「敵」には、場合によってはミャンマー政府や、対立関係に陥った他の軍閥などの協力者や信奉者も含まれ得るだろう。

3. 反革命罪と反動分子罪

79年刑法施行下の中国では、全ての犯罪を反革命罪かそれ以外の犯罪に分け、反革命罪に認定された場合、重く処罰された。一方独裁体制かつ軍閥政権においては、「敵」に寝返ったり、情報を渡されることが最も困るのであり、ワ州においても反動分子罪は、79年刑法における反革命罪と同様の運用をして処罰されている可能性は高いであろう。

IV. その他の点についてのいくつかの検討

II. およびIII. ではワ州刑法各論部分の全体構造および反動分子罪について詳細に検討してきた。ワ州刑法各論部分にはこれ以外にも多くの検討すべき点がある。しかし、紙幅の関係もあり、ここでは複数の論点を大幅に簡素にして検討する。

1. 民事訴訟法的規定の存在

ワ州刑法「第八款 その他」のうちの第131条は「結婚、離婚の手続を行う場合、戸籍の所在する区の派出所で手続きをしなければならない」と規定しており、刑法ではなく婚姻登記の規定となっている。

さらに、ワ州刑法第132条から第134条は、民事訴訟における訴訟費用の金額について規定している。ワ州基本法は、規定している内容が粗雑である点はいくつかある（安田＝高橋 2015：p.81）。しかし、この点では刑法に記すべきではない内容まで規定されている。むしろ、ワ州基本法の規定の中には民事訴訟

法がなく、ワ州基本法のどこかには民事訴訟上の規定も規定すべきではあったであろう。しかし、その規定は少なくとも「刑法」で行うべきではない。

2. 量刑基準の検討

79年刑法第134条は、「(第1項)故意に人の身体を傷害した者は、3年以下の有期徒刑または拘留に処する。(第2項)前項の罪を犯し、人に重傷を負わせた者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。死亡させた者は、7年以上の有期徒刑または無期徒刑に処する。本法に別の定めがある場合は、その規定に従う」と規定している。これに対し、ワ州刑法第71条は「故意に他人の身体を傷害し、他人に重傷を負わせるか、障害を残すか、死に至らせた場合、7年以上の有期徒刑、無期徒刑もしくは死刑に処する。過失により、これらの罪を行った場合は3年以下の有期徒刑に処し、経済賠償を附加する」と規定している。

ワ州基本法では、中国法では複数の条文となっている規定を一つの条文にまとめている箇所がある(安田=高橋 2016 : p.105)。ワ州刑法第71条も79年刑法第134条第1項および第2項をまとめて一つの条文にしている。そして、これが一つになったことにより、79年刑法では3年以上7年以下の有期徒刑である重傷の故意傷害罪がワ州刑法では7年以上の有期徒刑、無期徒刑もしくは死刑と量刑が重くなっている。

その他、79年刑法とワ州刑法では量刑が同じ犯罪もあるものの、79年刑法第139条の強姦罪は3年以上10年以下の有期徒刑となるのに対し、ワ州刑法第80条の強姦罪は5年以

上10年以下の有期徒刑となるなど全体的にワ州刑法の方が量刑が重くなっている。

これは、ワ州が軍閥政権であるため治安維持を強く行う必要があること、もしくはワ州が極端に狭い領域であるため、特に被害者感情などに配慮し重い刑罰を科す必要があるためと思われる。思えば、ワ州刑法には公訴時効の規定がないが(安田=高橋 2020 : pp.47-48)、これも被害者感情への配慮のためなのかもしれない。

3. 「数額が大きい場合」について

ワ州刑法では、しばしば「数額が大きい場合」という表現が出てくる。例えば、ワ州刑法第86条は「公私の財物を窃盗、詐取し、その数額が比較的大きい場合、3年以上10年以下の有期徒刑に処し……」と規定している。このような表現は、79年刑法や97年刑法も同様で、これら「数額が大きい」の詳細については、中国では司法解釈で定められている。例えば、97年刑法下の司法解釈であるが、「最高人民法院および最高人民検察院の窃盗刑事案件に法律を適用することに関する若干の問題の解釈」(中国語原文は「最高人民法院最高人民検察院關於弁理窃盗刑事案件适用法律若干問題的解釋」)。2013年4月2日発布、法積〔2013〕8号、同月4日施行)第1条では、経済発展状況に応じて各地方で最終的には独自に決定ができるが、窃盗の被害価額が1,000元から3,000元以上が「数額が比較的大きい場合」で、3万元から10万元以上が「数額が大きい場合」で、30万元から50万元以上が「数額が特別大きい場合」であるとしている。しかし、ワ州にはこのような司法解釈はないと

思われるにもかかわらず、「数額が大きい場合」という79年刑法、97年刑法の表現をそのまま用いており、結果として現場での裁量の幅が大きくなっていると言える。さらに言えば、これは79年刑法を真似たにもかかわらず、その「数額」の具体的内容を示す司法解釈や基準を出していないという中途半端な部分があるのがワ州刑法であるということでもある。

V. おわりに

本稿では、ワ州刑法の各論部分を中国法と比較するという手法を用いて検討してきた。その結果、「反革命罪」という社会主義刑法の用語を用いることを避けつつも、その内容自体は「反革命罪」と大きく変わらない「反動分子罪」が存在することや、「刑法典」の中に民事訴訟法に規定すべき内容が置かれていること、量刑が中国より重いことなどを明らかにしてきた。

これまで、ワ州基本法は粗雑であると繰り返し述べてきたものの（安田＝高橋 2020：p.55）、やっとワ州の特色と呼べるような検討ができた。もっともそれでも「数額」という表現によって、「中途半端」という評価をせざるを得ない部分があることも事実である。

本稿は、国際交流のための前提として「世界中を知る」ための情報提供のために、ワ州刑法の各論部分の検討をしてきた。ことに本論争の特性を鑑みるならば、ワ州のような特殊過ぎる地域を知って意味があるのかという批判はあろう。しかし、このような地域を含めて「世界」であり、それを知ることから「国際交流」が始まるのである。しかし、ワ州基

本法には、ワ州刑法以外の部分も存在する。ワ州基本法をさらに解明することは筆者らの課題である。

【資料】ワ州基本法「第三章 刑法」（各論（第25条～第134条）部分）和訳（底本は、緬甸佤邦司法工作委員会2004：pp.48-70）。

第三款 反動分子罪

第25条 政権転覆を画策し、ワ州を分裂させるために工作員を策動、誘引、買収し、武装部隊にデマを流し、誹謗し、扇動して敵に投降させたり反乱を起こさせた場合、10以上の有期懲役、無期懲役もしくは死刑に処す。

第26条 武器を持ち民衆を集め反乱を起こした首謀者もしくは罪の極めて大きい者は、10年以上の有期懲役、無期懲役もしくは死刑に処する。

第27条 民衆を集め監獄破りをさせ、組織的に脱獄をさせた首謀者もしくは組織的に監獄破りをさせた首謀者、罪の重大な者は、10年以上の有期懲役、無期懲役もしくは死刑に処する。従犯は7年以下の有期懲役に処する。

第28条 敵のために情報を窃取、探索、提供した場合、5年以上10年以下の有期懲役に処する。重大な結果を生じた場合は、10年以上の有期懲役、無期懲役、死刑に処する。

第29条 敵に武器弾薬、資金、食料、運輸

機会その他の軍用物資を供給した場合、5年以上10年以下の有期懲役に処する。

第30条 特務、スパイ組織に参加し、もしくは敵から派遣される任務を受けた場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処する。

第31条 組織的に反動分子集団を指導し、封建的迷信を利用して、反動的集会もしくは宗教を利用してワ州政府に反対する活動を行った場合、5年以上10年以下の有期懲役に処し、情状の重大な者は、10年以上有期懲役もしくは無期懲役に処する。

第32条 社会の治安を破壊することを目的として以下の活動の一つを行った場合、7年以上の有期懲役に処し、情状が劣悪な場合は無期懲役もしくは死刑に処する。

- (1) 殺人、放火、毒物投与、誘拐、溢水、軍事施設の破壊をした場合。
- (2) 機密文書、政府の公文書、軍事物資、公私の財物の強奪をした場合。
- (3) 敵のために軍事情報の探索し、攻撃目標の指示をした場合。
- (4) 銃器の弾薬を製造、強奪、窃盗、売買し、政府職員が銃器を不法に貸し出し、買い受け、重大な結果を生じた場合。
- (5) テロ活動の組織を指導する、もしくは積極的に参加した場合。(誘拐、爆発、刺殺)

第33条 政府機密および軍事機密を持ち、境外に逃亡した場合、3年以上7年以下の有期懲役に処する。重大な結果を生じた場合、無期懲役もしくは死刑に処する。

第34条 群衆を扇動し、ワ州の法律、法令の実施に抵抗させ、破壊した場合は5年以下の有期懲役に処する。

第35条 反動の標語、ビラもしくはデマを流すという誹謗などの方法をもってワ州政権を打倒するための扇動を行った場合、3年以上7年以下の有期懲役に処する。

第36条 不法に武器弾薬を保有および貯蔵した場合で、報告をせず献上もしない場合3年以下の有期懲役に処する。

第37条 民族の団結を破壊し、民族の矛盾を煽り、民族分裂を行った場合、3年以上10年以下の有期懲役に処する。

第38条 軍人の婚姻を破綻させた場合、主導した方は3年以上の有期懲役に処し、主導された方は3年以下の有期懲役に処する。

第39条 公道、橋、交通運輸道具、生産設備を故意に破壊し、重大な結果が生じた場合、3年以上の有期懲役に処する。情状が劣悪で、結果も重大な場合、7年以上の有期懲役、無期懲役もしくは死刑に処する。

第40条 発電所、変電所、送電所もしくは送電線を破壊した場合、10年以上の有期懲役に処し、発電、変電、送電施設から窃盗をした場合、3年以上の有期懲役に処し、付加罰として経済的損失の賠償をさせる。

第41条 テレビ局、電報、電話、テレビ塔などの通信施設を破壊した場合、10年以

下の有期懲役に処する。

第42条 通信設備、電力設備から窃盗をした場合、3年以上の有期懲役に処し、窃盗により破壊の結果を生じた場合、窃盗と破壊の二罪を併科する。

第43条 水源および水利施設を破壊し、情状が重大な場合、3年以上の有期懲役に処し、付加罰として経済的損失の賠償をさせる。

第44条 水利施設、公道肢節、消防施設から窃盗をした場合、2年以上の有期懲役に処し、破壊罪の二罪を併科する。

第45条 電力を窃取し、規定に依らずにでたために送電線を架け、電気を乱用した場合、倍の罰金を科し、重大な結果を生じた場合、1年以上有期懲役に処し、損失も賠償させるものとする。

第46条 他人の財産を売却し、抵当に入れ、差押えた場合、情状に応じて窃盗罪で処罰するものとする。

第47条 本章の罪には付加刑を併科することができる。

第四款 公共の安全に危害を加える罪

第48条 消防管理規定に違反し、重大な結果を生じた場合、3年以下の有期懲役に処し、結果が特別重大な場合は7年以下の有期懲役に処する。

第49条 燃えやすい物、爆発しやすい物、猛毒、放射性物品の管理規定の管理規定に違反して、生産、貯蔵、運搬、使用中に重大事故が発生し、重大な結果を生じた場合、5年以下の有期懲役に処する。

第50条 鉱業企業の職員が管理規定に従わず、規則制度に違反するか、強制される職員規定に違反した作業をし、重大な経済損失および重大な人身の傷害を発生させた場合、3年以上の有期懲役に処し、賠償の付加刑にも処する。

第51条 建設設計、工程管理部門、施工を行う職場において、故意にその工程の質量の標準を下げて重大な経済損失を発生させて重大な事故を発生させた場合、直接の責任者を5年以下の有期懲役に処し、罰金の付加刑にも処する。

第52条 交通運輸機器を破壊し、転覆、破壊もしくは転覆、破壊の危険を生じさせた場合、3年以上の有期懲役に処し、重大な結果を発生させた場合には7年以上の有期懲役に処し、経済損失の賠償の付加刑にも処する。

第53条 威嚇暴力、脅迫などの方法をもって交通機器を乗っ取った場合、10年以上の有期懲役に処する。

第54条 交通運輸に従事する者が規則に違反し、重大な事故を発生させ、人を死亡させるか、障害を与え、公私の財物に重大な損失を与えた場合、3年以下の有期懲役に

処し、賠償の付加刑にも処する。

第55条 火煙管理規定に違反して、山火事を起こし、爆竹に火をつけて放し、生活区、林区において重大な火災事故を発生させた場合、5年以下の有期懲役に処し、賠償の付加刑にも処する。

第56条 食品管理規定に違反して、劣化した食品もしくは期限切れの食品を製造、販売して重大な結果を発生させた場合、3年以下の有期懲役に処し、罰金の付加刑にも処する。

第57条 校舎もしくは教育施設に危険があることを知りながら報告をせず、有効な措置を積極的に採らず、重大な事故が発生した場合、直接の責任者を3年以下の有期懲役に処し、発生した結果が特別重大であった場合7年以下の有期懲役に処する。

第58条 販売している食品の中に有毒物もしくは食品ではない原料を混入させて製造を行い、人が死傷した場合、7年以下の有期懲役に処し、罰金の付加刑にも処する。

第59条 劣悪な薬品を生産販売し、人身の健康に重大な危害を与えた場合、3年以下の有期懲役に処し、結果として傷害、障害、死亡の結果が生じた場合、7年以下の有期懲役に処し、不法所得を没収する。

第五款 社会経済を破壊する罪

第60条 関連規定に違反して、希少な動物

もしくは製品を密輸し、その額が巨大で、情状も重大である場合、3年以上の有期懲役に処し、密輸品を没収し、不法所得没収の付加刑に処する。

第61条 租税法規に違反して、脱税、税の申告漏れがあり、情状が重大である場合、付加税の規定の他、同時に租税法による罰金を科し、額が巨大である場合、直接の責任者を1年以上の有期懲役に処する。

第62条 群衆に対して納税拒否を行い、徴税官を殴打し、徴税官の公務の執行を妨害した首謀者は3年以下の有期懲役に処する。

第63条 ニセ札を販売した場合は、3年以下の有期懲役に処する。通貨を偽造した場合は、5年以上の有期懲役に処する。

第64条 手形、証明書、私印・公印を偽造し、情状が重い場合は3年以下の有期懲役に処し、不法所得の没収を併科する。

第65条 憤りを晴らし、報復またはその他の個人的な目的で、機器設備、生産資料および生産経営を破壊し、情状が重い場合は、1年以上の有期懲役に処し、損失の賠償も併科する。

第66条 ニセ物や劣等な農薬、化学肥料、種子を生産販売し、生産に重大な損失を与えた場合は、1年以上の有期懲役に処し、損失の賠償を併科する。

第67条 ニセ物や劣等な獣用の薬を生産、販売し、家畜を死亡させた場合は、6か月以下の拘役に処し、不法所得を募集し、損失の賠償を併科する。

※第66条は「生産販売」であるが、第67条は「生産、販売」である。

第68条 契約の規定に違反して、故意に片方がその約定を守らず、相手方に重大な経済損失を与えた場合、直接責任を負う者に対し6か月の拘役に処し、損失の賠償も併科する。

第69条 銀行業務員もしくは財務職員が金融業務を行っている最中に、不法に他人の財物を収受する、汚職する、銀行の資金を私的に使い込むということをして、2万元以上の資金の流出をした場合、3年以上の有期懲役、無期懲役もしくは死刑に処す。不法所得の没収、損失の賠償も併科する。

第70条 ワ州機関、部隊、病院、学校および地方で業務を行う者が職務の便宜を利用する、不法に他人に便宜を提供するということをして、社会に重大な影響を与えもしくは経済損失を発生させた場合、3年以下の有期懲役に処し、不法所得の没収も併科する。

第六款 公民の人身の権利、民主権利を侵害する罪

第71条 故意に他人の身体を傷害し、他人に重傷を負わせるか、障害を残すか、死に

至らせた場合、7年以上の有期懲役、無期懲役もしくは死刑に処する。過失により、これらの罪を行った場合は3年以下の有期懲役に処し、経済賠償を附加する。

第72条 犯罪監督官が監督されている者に対し殴打、体罰、虐待を行い、情状が重い場合、3年以上7年以下の有期懲役に処する。

第73条 群衆を殴打し、障害が残るか死亡させた場合、5年以上の有期懲役、無期懲役もしくは死刑に処する。

第74条 職場〔単位〕や個人が司法活動を妨害したり、司法業務を行う者に言いがかりをつけ、情状が重い場合には5年以下の有期懲役に処する。

第75条 群衆が公私の財物を強奪した場合、5年以上の有期懲役に処し、数額が巨大な場合には10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第76条 武器を持ち公私の財物を強奪し、人に障害を残したり、死亡させた場合、10年以上の有期懲役、無期懲役もしくは死刑に処する。

第77条 事実を捏造して、誣告、誹謗、他人を陥れることをして情状が重い場合、7年以下の有期懲役に処する。

第78条 一切の不法分子のために偽証をし、もしくは不法分子を庇護した場合、3年以下の有期懲役に処する。

第79条 政府機関，企業・事業，工場・鉱山，病院・学校で業務する者が，告発人，上告人，通報者を攻撃し，報復し情状が重い場合，3年以下の有期徒刑に処する。

第80条 暴力，威嚇，麻酔などの手段をもって婦女を姦淫した場合，5年以上10年以下の有期徒刑に処する。

第81条 14歳未満の幼女を姦淫，強姦した場合，無期徒刑もしくは死刑に処する。

第82条 婦女や児童を誘拐して，暴力，威嚇，麻酔などの手段をもって，誘拐した婦女を姦淫した場合，5年以上10年以下の有期徒刑，無期徒刑もしくは死刑に処し，附加刑として不法所得を没収する。

第83条 婦女や児童を力づくで連れ出し，幼児を盗み出し，婦女や児童を域外へ売却し，婦女や児童に傷害を与えるか，障害を残すか，死亡させた場合，10年以上の有期徒刑，無期徒刑もしくは死刑に処し，附加刑として不法所得を没収する。

第84条 他人を不法に拘禁し，他人の人身の自由に制限を加え，不法に他人の身体や住宅を捜査した場合，3年以下の有期徒刑に処する。

第85条 暴力もしくはその他の方法で公然と他人を侮辱した場合，3年以下の有期徒刑に処する。

第86条 公私の財物を窃盗，詐取し，その

数額が比較的大きい場合，3年以上10年以下の有期徒刑に処し，損失も賠償するものとする。

第87条 公私の財物を恐喝して取得した場合，3年以下の有期徒刑に処する。手段が劣悪で数額が比較的大きい場合7年以下の有期徒刑に処する。

第88条 暴力，威嚇によって逮捕に抵抗したり，犯罪の証拠を棄損したり，執法人員の公務執行を阻害した場合，5年以下の有期徒刑に処する。

第89条 押し入り強盗，交通機関の中での強盗，軍や警察を語っての強盗，軍用物資の強奪，災害救助・貧困救済の物資の強奪を行った場合は10年以上の有期徒刑に処し，情状が特に重い場合は無期徒刑もしくは死刑に処し，不法所得の没収も併科する。

第90条 群衆が公共の場で秩序を乱す行為を行い，交通を妨げ，治安管理員の公務の執行を妨害し，情状が特に重い場合，3年以下の有期徒刑に処する。

第91条 群衆が殴打し，騒動を引き起こし，婦女を侮辱し，もしくはその他の不法活動を行い，情状が劣悪な場合，3年以下の有期徒刑に処する。

第92条 悪人をかばう，盗品を隠す，盗品を売却する，および盗品を分配した場合，3年以下の有期徒刑に処し，併せてその盗品も没収する。

第93条 公然と執法業務を行う者を包囲して攻撃をする、ののしる、殴打するということをした場合、3年以下の有期徒刑に処する。

第94条 法により逮捕され有罪となった犯罪者が逃亡した場合にはももとの刑期の2分の1を追加するものとする。

第95条 誤診および医療技術が原因で病人が傷害を負い、障害が残り、死亡した場合、3年以上の有期徒刑、無期徒刑に処し、賠償も併科する。

第96条 封建的迷信を利用して他者を障害にされる、財物を詐取するというをし、情状が重い結果を生じた場合3年以下の有期徒刑に処し、賠償も併科する。

第97条 ワ州軍および警察、政府職員を語り、人を騙した場合、3年以下の有期徒刑に処する。不法所得は没収する。

第98条 賭博を利用してインチキを労し、金銭・財産を詐取した場合、2年以下の有期徒刑に処し、不法所得は没収する。

第99条 山で猟をするもしくは銃を使っていて爆発したために、誤って他人に傷害を与えたり死亡させた場合、3年以下の有期徒刑に処する。

第100条 手紙を棄損する、電話を傍聴するもしくは他人の郵便物を規則するというをしした場合、1年以下の有期徒刑に処す

る。犯人が本章の財物を窃取する罪も犯していた場合、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第101条 故意に保護されるべき寺院、名勝遺跡、古い建築群および記念の意味のあるもの、政治的意義のある彫像、建築されている彫像などを破壊した場合、3年以下の有期徒刑に処し、損失も賠償するものとする。

第102条 故意に境界石、境界杭または永久的な測量標識を破壊した場合、3年以下の有期徒刑に処し、賠償も併科する。

第103条 ワ州区域内の外国人で不穏な要素がある分子が、刑事責任を構成しない場合でも、領域外に追放することができ、刑事責任を構成する場合、ワ州の法律により処罰するものとする。

第104条 墳墓を盗掘する、古文化の遺跡を盗掘する、公的文物を汚損または窃取する、故意に文物を破壊するということをした場合、情状の軽重を確認して5年以下の有期徒刑に処し、不法所得を没収し、損失も賠償するものとする。

第105条 故意に他人の樹木、穀物の苗を棄損して情状が重い場合、2年以下の有期徒刑に処し、損失も賠償するものとする。

第106条 王や皇帝を名乗り、不法に他人の住居、土地もしくはその他の財産を侵奪した場合、5年以下の有期徒刑に処し、侵奪

物の返還の責任を負い、損失も賠償するものとする。

第107条 代理して保管している他人の財物、他人が忘れていたもしくは埋蔵した財物を不法に占拠し、数額が比較的巨大で返還を拒絶した場合、3年以下の有期懲役に処し、その占有した財物の返還命令を合わせて出すものとする。

第108条 ワ州財政部の許可なくして不法に鉱山での採石を介する、もしくは不法に他人の鉱区に侵入し鉱石を窃取するということをして、他人に重大な損失を与えた場合、1年以上の有期懲役に処し、併せて経済損失を賠償し、罰金も併科する。

第109条 暴力もしくは威嚇の手段をもって他人の婚姻に干渉し、重大な結果を生じた場合、3年以下の有期懲役に処する。

第110条 家庭内の構成員を虐待する、家庭内の構成員を遺棄するということをし、情状が劣悪な場合、3年以下の有期懲役に処し、重大な結果を生じた場合、5年以下の有期懲役に処する。

第111条 老人、幼少もしくは生活能力を喪失した者に対し、扶養の義務を負っているにもかかわらず、扶養を行うことを拒絶し、情状が劣悪な場合、強制的に不要の義務を果たさせるものとする。情状が重大な場合、2年以下の有期懲役に処する。

第七款 汚職罪

第112条 政府職員が秘密保護規定に違反してワ州の機密を漏洩し、情状が重い場合、3年以下の有期懲役に処する。

第113条 ワ州職員が職務怠慢により、公私の財物に重大な損失を与えた場合、3年以下の有期懲役に処し、損失賠償も併科する。

第114条 司法職員が金銭、財産を支払うことを強要して犯罪を見逃した場合、見逃した犯罪者と同じ罪をし、不法所得も没収する。

第115条 司法職員が職務怠慢により、犯罪者を取り逃す、より凶行に走らすということをした場合、3年以下の有期懲役に処する。

第116条 司法職員が不適切に法を捻じ曲げる、犯罪者をかばい他人にその罪を着せるということをした場合、5年以下の有期懲役もしくは拘役に処し、情状が特別重い場合、5年以上の有期懲役に処する。

第117条 司法職員が拷問をして自白を強要する、犯罪者に傷害を負わせ、障害を残し、死亡させるということをした場合、3年以下の有期懲役に処し、情状が重い場合は3年以上の有期懲役もしくは無期懲役に処する。

第118条 税務機関職員が不正を行い、税を徴収しないもしくは少なく徴収して、租税

に対し重大な損失を与えた場合、3年以下の有期懲役に処し、情状が重い場合、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金も併科する。

第119条 機関職員が契約を締結、履行する途中で、重大な責務違反があったため、詐欺に遭い、ワ州の経済利益に重大な損失を与えた場合、3年以下の有期懲役に処する。賄賂を受け取っていた場合、3年以上の有期懲役に処し、不法所得を没収するものとする。

第120条 林業主管部門の職員が規定に違反して、伐採手続きの許可を乱発する、森林に重大な破壊をさせるということをした場合、3年以下の有期懲役に処する。

第121条 環境保護職員が、重大な責務違反があって重大な環境汚染およびその他の事故を発生させた場合、3年以下の有期懲役に処する。

第122条 衛生防疫部門職員は、重大な責務違反があって、伝染病を伝播もしくは流行させた場合、3年以下の有期懲役に処する。

第123条 税関職員が不適切に密輸を黙認する、規定された費用を徴収しないなどの行為をして情状が重い場合、3年以下の有期懲役に処する。

第124条 工商に関する職員が不適切に、偽ブランド、劣化商品を生産、犯罪するという犯罪行為を追及せず、情状が重い場合、

3年以下の有期懲役に処する。

第125条 住居管理の職員が不適切に、規定された費用を徴収しないもしくは少なく徴収し、住居の安全使用に関してまじめに監督、管理をせず、重大な事故を発生させた場合、3年以下の有期懲役を発生させられない。

第126条 政府の鉱産管理職員が不適切に、職権を濫用して、職務怠慢により、調査証や採石開始証の発行を乱発した場合、3年以下の有期懲役に処する。

第127条 金儲けのために、土地管理法の規定に違反して、不法の譲渡をする、土地山林の使用権を転売するというところをした場合、3年以下の有期懲役に処する。

第128条 機関の職員が不適切に、職権濫用をして、不法に山林の占有、土地使用権の許可を出し、国家・公共団体もしくは集団の利益に重大な損失を与えた場合、3年以下の有期懲役に処する。

第129条 電力管理部門の職員が職権を濫用し、職務怠慢、不正行為により、重大な結果を生じさせた場合、3年以下の有期懲役に処する。

第130条 本款の犯罪は、不法所得の没収を附加刑としなければならない。

第八款 その他

第131条 結婚，離婚の手續を行う場合，戸籍の所在する区の派出所で手續きをしなければならない。

第132条 民事訴訟が発生したことにより，原告が先に訴訟費用を納付していた場合，民事案件の判決を待った後，敗訴した側が訴訟費用を支払うものとする。経済案件については，その取得した金額の10%を手續き費用とする。

第133条 訴訟は級に応じて上訴できる原則により進行するものとし，もし上級へ上訴した場合，倍の訴訟費用を徴収することができる。

第134条 民事調停費および民事訴訟費用の徴収標準は，村級で10元，郷級で20元，区級で30元，県級で50元，部級で100元とする。経済案件については案件の額の2%を訴訟費用として徴収することができる。

【参考資料・引用文献】

- ・日本語文献 (50音順)
- 甲斐克則＝劉建利 (編訳) (2011) 『中華人民共和国刑法』 成文堂。
- 坂口一成 (2006) 「中国刑法における『反革命の罪』から『国家安全に危害を加える罪』への改正の意味——『反革命目的』の削除を手がかりに」『ノモス (関西大学)』 18号, pp.49-61収録。
- 安田峰俊＝高橋孝治 (2015) 「ワ州基本法の

- 研究——中国法との比較を通じて—— (1) 総則」『経営情報研究 (多摩大学研究紀要)』 19号, pp.71-86収録。
- 安田峰俊＝高橋孝治 (2016) 「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて—— (2) 民法」『経営情報研究 (多摩大学研究紀要)』 20号, pp.103-118収録。
- 安田峰俊＝高橋孝治 (2020) 「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて—— (4) 刑法総論」『ふくい地域経済研究 (福井県立大学地域経済研究所)』 31号, pp.45-61収録。

- ・中国語文献 (中国流通のもの)
- 中央政法幹部学校刑法教研室 (編著) (1958) 『中華人民共和国刑法総則講義』 法律出版社。

- ・中国語文献 (ワ州流通のもの)
- 緬甸佤邦司法工作委員会 (編) (2004) 『佤邦基本法 (試行)』 [出版社不明]。